

⑦ 国民健康保険税の納税通知書を発送します

平成30年度国民健康保険税の納税通知書を8月16日（木）に発送します。第3期の納期限は8月31日（金）です。通知書を確認し、期限内の納付をお願いします。

○口座振替を利用されている方

振替日（納期限日）の前日までに、指定口座の預貯金残高を確認してください。

○納付書を利用する方

納付書裏面の納付場所で納付してください。

※口座振替の登録をお願いします。

登録は、市内金融機関または郵便局の窓口で、預貯金通帳、通帳の届出印、納税通知書を持参の上、お申し込みください。

○特別徴収（年金天引）で納める方

偶数月の年金支給日に、年金から直接引き落としされます。

問 保険年金課（内線 140）

⑧ 児童扶養手当制度の利用は手続きが必要です

すでに受給している方

個人あてに郵送している現況届を8月31日（金）までに提出してください。提出がない場合、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※所得制限により支給停止となっている方も、必ず提出してください。なお、2年間現況届を提出されない場合は、受給資格を失います。

新たに申請する方

- 対象
- ・ 父母の離婚、死亡等により父または、母と生計を共にしていない18歳に達する最初の3月31日までの児童（児童の障害の程度によっては20歳まで）を育てているひとり親家庭の父母または、父母に代わって児童を養育している方（所得制限があります）
 - ・ 未婚で、18歳に達する最初の3月31日まで（児童の障害の程度によっては20歳まで）の児童を育てている母親

※その他の対象児童については、お問い合わせください。

受付時間を午後7時まで延長いたします。

8月21日（火） 岩間支所 福祉課

8月22日（水） 笠間市役所 子ども福祉課

8月23日（木） 笠間支所 福祉課

申・問 子ども福祉課（内線164）、笠間支所 福祉課（内線72134）、岩間支所 福祉課（内線73171）

⑨ 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します

法務省と全国人権擁護委員連合会は、いじめや児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題を積極的に解決するために、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、悩みを持ったお子さんや保護者からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

日時 8月29日（水）～9月4日（火） 午前8時30分～午後7時 ※土、日曜日は午前10時～午後5時

電話番号 0120-007-110（全国共通フリーダイヤル）

実施機関 水戸地方法務局 茨城県人権擁護委員連合会

相談員 法務局職員、人権擁護委員

問 水戸地方法務局 人権擁護課 Tel 029-227-9919